多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成２７年１０月１日

長　与　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規程に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			木場地域	無	平成27年度 ～ 平成31年度	木場集落協定
	○			大越地域	無	平成27年度 ～ 平成31年度	大越集落協定
	○			馬込一本松地域	無	平成27年度 ～ 平成31年度	馬込一本松集落協定
	○			塩床地域	無	平成27年度 ～ 平成31年度	塩床集落協定
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	